

第4章 製造業

1. 繊維・アパレル

中国繊維・アパレル産業の2020年は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行と、欧米諸国との政治的問題の影響も受けて波乱の一年となった。

年初から感染が広がった新型コロナウイルス感染症に対して業界は積極的な役割を果たした。政府や関連団体の要請を受け、春節連休中からアパレルや素材メーカー各社がマスクや防護服の生産に乗り出した。異業種の参入も目立った。拙速とも言える増産は粗悪品の流通や原料高騰など副作用を招いたものの、世界的なマスク不足の解消に貢献した。コロナ禍を受けたアパレル需要の縮小の影響をマスクや防護服でカバーした企業も少なくなかった。

ただ、「コロナ特需」の恩恵を受けない企業の多くは苦戦した。国家統計局によると、一定規模以上の繊維企業の2020年の工業増価値（日本の売上高総利益に相当）は前年比2.6%減少、営業収入と利益総額（税引き前利益に相当）もそれぞれ8.8%、6.4%減っている。主要品目の生産は、マスクなどに使われる不織布のみ2ケタの伸びを示し、化粧の一部を除いた大部分が前年割れした。

一方、中国は国内の感染に対応して都市封鎖や移動制限、デジタルを駆使した感染者の隔離を実施し、いち早く拡大を抑え込んだ。これにより5月頃からアパレルなどの小売りが回復、中国政府は内需の潜在力を主体に国内外市場を発揮して力強い持続的発展を実現する「双循環」政策を採るが、繊維・アパレル産業も内需シフトが顕著になった。受注減に苦しむ輸出向け企業の多くが内需開拓に動いている。

新型コロナウイルス感染症の影響で国内アパレル市場ではネットシフトが加速した。2、3月に実店舗が休業に追い込まれる中、百貨店アパレルがネット通販を強化し、動画配信通販「ライブコマース」を通じたアパレル販売が急速に普及した。

輸出に目を転じると、感染が続く欧米や日本など海外市場の不振で、衣類の輸出は防護服を除き一貫して芳しくなかった。他方マスクを含む紡織品は、年初は国内向け、その後輸出向けに急伸した。その結果、紡織品が衣類の落ち込みをカバーして通年の繊維品輸出は2年ぶりに前年を上回った。伸び率は9.6%で、直近では2013年（11.4%）に次ぐ高い伸びとなった。

欧米諸国との人権をめぐる摩擦が深刻化し業界に波及した一年でもあった。欧米企業が新疆ウイグル自治区での強

制労働の疑いを理由に新疆綿を忌避する動きが波紋を広げた。

中国の繊維・アパレル産業動向

2020年の生産動向

国家統計局によると2020年1～11月の繊維主要品目の生産量は、紡績糸が2,371万トン（前年同期比10.2%減）、生地が331億メートル（18.3%減）で、共に2ケタの落ち込みとなった。双方とも2年連続で前年割れした。好調であったのが不織布で、14.4%増の522万トンだった。コロナ禍を受けてマスクや防護服向けが伸びた。化学繊維は1.2%増の5,563万トン、需要は落ち込んだが、大手メーカーが川中への投資を続けていることが影響して微増となった。ポリエステルとナイロンが健闘する半面、レーヨンとアクリルは落ち込んだ。新型コロナウイルス感染症の影響が大きい衣類生産は200億着で8.8%の減少となった。

表1：2020年（1～11月）繊維品生産量

品目	単位	生産量	前年同期比増減%
紡績糸	万トン	2,371	△10.2
生地	万メートル	3,307,344	△18.3
不織布	トン	5,221,643	14.4
タイヤコード	トン	573,710	△7.3
化学繊維	万トン	5,563	1.2
再生繊維	万トン	466	△2.0
うちレーヨンS	万トン	324	△8.6
レーヨンF	万トン	19	△4.3
アセテートF	万トン	43	6.6
合繊維	万トン	5,084	1.4
うちポリエステル	万トン	4,439	2.4
ナイロン	万トン	387	3.4
アクリル	万トン	55	△10.4
ビニロン	万トン	8	1.8
ポリプロピレン	万トン	37	△9.0
スパンデックス	万トン	75	5.6
衣類	億着	200	△8.8

注）出所：国家統計局等、年商200万元以上の企業が対象

2020年の国内消費

国家統計局による2020年の社会消費品小売総額は39兆1,981億元で前年比3.9%減（2019年は8%増）、うち衣料品（衣類・靴・帽子・ニット品）は、1兆2,365億元で6.6%減（2019年は2.9%増）。ネット通販小売額は10.9%増の11兆7,601億元。モノのネット通販小売額は9兆7,590億元で14.8%増え、うち衣料品は5.8%増だった。

政府系調査機関、中華全国商業情報センターがまとめ

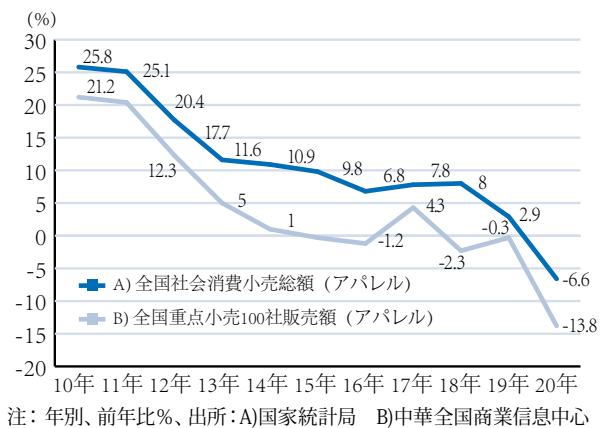
る、百貨店を中心とする全国重点小売企業100社の20年衣類販売額の増減率は13.8%減と、2018年から3年連続で前年を下回った。この販売額はネット通販を含まない。

国内アパレル市場は新型コロナウイルス感染症対応でネットシフトが加速している。環境の変化に対応できない実店舗型ブランドが苦戦する一方、ネット通販に積極的な百貨店アパレルや、ネット専業の高級レディースの好調が目立った。

ファッションのスポーツテイストの流行や、ランニングやヨガなどスポーツ人口の拡大を受け、スポーツブランドも軒並み調子が良い。

「国潮」（ゲオチャオ＝国産熱）トレンドにより、国内ブランドが優勢な一方、海外勢は欧米ファストファッションを中心に芳しくないところが多く、撤退も増えている。

図：中国アパレル販売額の対前年増減推移



2020年の貿易動向

中国海関統計によると、繊維品（紡績糸・生地・二次製品）と衣類（服飾雑貨含む）を合わせた2020年の繊維品輸出額は前年比9.6%増の2,912億ドルだった。2019年は3年振りに前年割れとなったのが再び増加に転じたのは、新型コロナウイルス感染症を背景にマスクや防護服用途を含む繊維品が1,538億ドルと3割弱も伸びたのが貢献した。衣類は1,374億ドルで6.4%減となった。

一方中国の輸入では、衣類が4.1%増の93億ドルとなった。中国人も海外旅行ができない中、従来の海外における高級ブランド消費が国内に回帰した影響とみられる。

表2：2020年中国繊維品輸出入（単位：億ドル）

輸出		
	2020年1～12月	前年比増減 (%)
繊維品	1,538.4	29.2
衣類	1,373.8	△6.4
合計	2,912.2	9.6
輸入		
	2020年1～12月	前年比増減 (%)
繊維品	137.7	△12.4
衣類	93.0	4.1
合計	230.7	△6.4

注：繊維品＝糸、生地、二次次製品、衣類は付属品を含む
出所：中国海関統計

マスクなどの原料となる不織布の2020年1～11月の輸出額は49億ドルで62.6%増えた。マスクの3～12月の輸出量は2,242億枚（3,400億元相当）、うち医療用マスクは650億枚となった。防護服の3～12月輸出量は23億着で、うち医療用は7億7,300万着となった。2020年の衣類輸出のうち、一般製品以外のカテゴリー「防護服を含むその他衣類」の輸出額は90億ドルとなり、構成比は7%弱であるが今年の3倍を超える伸びを示した。

表3：2020年1～11月中国不織布関係の輸出（単位：億ドル）

商品名	数量単位	数量	前年同期比増減 (%)	金額 (億ドル)	前年同期比増減 (%)
不織布	万トン	125	31.6	45.8	62.6
使い捨て衛生用品	—	—	—	20.4	8.2
マスク	億枚	2,242	—	—	—
防護服	億着	23	—	—	—

出所：中国産業用紡織品行業協会

繊維品の輸出額は、国・地域別では新型コロナウイルス感染症によるマスク需要の拡大で先進国向けが伸びの中心となった。上位の10カ国・地域ではロシアを除く9カ国・地域が前年超え、特に北米、欧州諸国向けが急伸した。7位フランス、9位カナダ、10位イタリアは、2019年ではすべてランク外だった。

国・地域別の輸入では、繊維品のうち衣類でイタリアとフランス製が伸びた。新型コロナウイルス感染症で海外旅行ができない中、高級品の国内消費が拡大しているのを反映したもので、日本からも繊維品全体では前年比割れであるが、衣類は3割以上輸入が増えている。

表4・5：2020年中国繊維品輸出入（地域別上位10カ国・地域）

輸出			
仕向地	万ドル	前年比増減 (%)	シェア (%)
全世界	29,623,330	9.1	100.0
うち欧州連合(EU)	5,393,256	34.3	18.2
ASEAN	3,974,330	1.7	13.4
アフリカ	1,983,698	△1.5	6.7
中東	1,924,131	△3.7	6.5
米国	5,533,157	22.5	18.7
日本	2,192,290	10.3	7.4
ベトナム	1,498,842	0.3	5.1
イギリス	1,283,519	83.2	4.3
ドイツ	1,187,083	51.3	4.0
韓国	935,778	7.5	3.2
フランス	838,839	82.2	2.8
ロシア	764,818	△13.3	2.6
カナダ	643,560	63.0	2.2
イタリア	621,626	36.0	2.1

輸入			
輸出国・地域	万ドル	前年比増減 (%)	シェア (%)
全世界	2,364,505	△4.1	100.0
うち欧州連合(EU)	457,922	8.5	19.4
ASEAN	683,127	△5.9	28.9
アフリカ	30,435	8.0	1.3
中東	35,175	4.0	1.5
ベトナム	417,505	△10.2	17.7
イタリア	247,465	7.9	10.5
日本	212,193	△12.2	9.0
中国	200,196	△5.5	8.5
台湾	155,600	△21.8	6.6
韓国	143,445	△2.8	6.1
インド	80,433	△28.1	3.4
インドネシア	73,998	△15.8	3.1
パキスタン	72,004	56.6	3.1
マレーシア	65,058	38.7	2.8

出所：中国紡織品進出口商会

2020年の投資動向

2020年の固定資産投資額（農家を除く）は51兆8,907億円で、前年比2.9%増えた。20年1～9月以来4期連続で上昇した。上げ幅は前年に比べ、2.5ポイント縮小した。うち繊維業は6.9%減だった。19年1～6月以来、18期連続で前年同期を下回った。ただ下落幅は前年に比べ2ポイント、20年1～11月に比べ1.1ポイント縮小した。

2021年の展望

2021年の繊維・アパレル産業も国内外の新型コロナウイルス感染症の行方に左右されるとみられるが、昨年のような極端な浮き沈みはなさそうだ。足元で輸出は繊維品の伸びが落ち着く半面、衣類は前年同月をやや上回る伸びで推移している。このまま徐々に正常化に向かう可能性もある。

一方コロナ禍以外にも、米中摩擦や香港問題を背景として、欧米企業による新疆綿の排除など輸出を取り巻く環境は不透明な部分もある。新型コロナウイルス感染症後はASEAN地域からの一部中国への生産回帰も指摘されているが、コロナ禍が落ち着けばASEANシフトが再び加速するだろう。

国内市場ではブランド間の競争が激化し、勝ち組、負け

組の差がさらに鮮明になりそうだ。ネットへの対応力が今後の成否を分けることになる。“国潮”トレンドや消費のアップグレードなどを背景に、新興ブランドが続々と登場してくるだろう。

具体的な問題点と改善要望

日本の繊維産業にとって中国は最大の貿易相手であり、日本企業による中国への投資やサプライチェーン形成においても最重要国である。また中国側としても日本は主要な輸出先であり、近年では重要な投資対象国となっている。この様に相互に最重要パートナーという認識の下、両国業界は日本繊維産業連盟（日本繊維産連）と中国紡織工業聯合会（中紡聯）による業界間国際会議「日中繊維産業発展・協力会議」を2004年から開始し、各種情報、意見の交換を行ってきた。

その後アジアの繊維先進国として韓国を加え、三カ国で率直に議論を行うプラットフォーム「日中韓繊維産業協力会議」を発展的に2010年から立ち上げ、三カ国に共通するテーマを取り上げて専門家委員会による交流、協力関係をさらに発展させ、より掘り下げた活動を継続している。

経済連携協定（EPA/FTA等）に向けた取り組み

前述の通り日中間の繊維貿易および投資、サプライチェーンによる経済規模は巨大であり、経済連携協定による効果は大きいと期待される。こうした中2020年11月15日、この日中を含むメガFTAである地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が、当初交渉参加のインドを除いた15カ国によって署名された。繊維産業においてもRCEP協定加盟国は世界の中で非常に大きな位置づけにあり、この15カ国で世界の繊維生産の約9割、紡織設備（紡機、織機）の7～8割、衣類輸出の7割以上の規模を擁し、繊維品供給の最大拠点となっている。一方で繊維の消費という点でも既に世界の過半を占め、その水準も高度化が進んでいる。

日本の繊維貿易（2019年）でもRCEP協定加盟14カ国が輸出で60%、輸入で85%と大半を占め、今回初めて日本とのEPA協定の対象となった中国と韓国に限っても輸出で34%、輸入で56%を占めるという密接な関係にある。日本繊維・アパレル業界としてもRCEP協定合意を前向きに評価するものである。

表6：日本の繊維貿易に占めるRCEP協定加盟国のシェア（2019年）

	日本からの輸出 (億円)	日本への輸入 (億円)
世界計	8,860	42,239
中国	2,556	23,172
韓国	445	534
ASEAN10カ国	2,290	11,979
オーストラリア	33	42
ニュージーランド	5	1
RCEP14カ国計 (RCEPシェア)	5,329 (60%)	35,728 (85%)
<参考>インド (シェア)	142 (2%)	556 (1%)

出所：財務省貿易統計より日本化繊協会作成

RCEP協定の繊維分野における妥結内容をみると、まず原産地規則は原則1工程ルールが適用されているため、活用しやすいというメリットが考えられる。一方で関税撤廃については、特に日中韓が関与する範囲において「段階的な撤廃（ステージング）」や「除外」の品目が多く存在し、RCEP協定活用によるさらなるグローバルな繊維ビジネス高度化への期待は、中長期的なものにとどまっている。

従って我々日本繊維・アパレル産業としては、現在交渉中である日中韓FTAにおいて、RCEP協定の今後の運用をリードして行けるようなハイレベルな内容の自由化が早期に取りまとめられる事が望まれる。膨大な川上の生産能力を擁する中国としても、高レベルの自由な貿易と投資体制構築に加えて、川中・川下における高次加工技術の開発強化も見据えた知的財産権保護の問題、製品安全基準の統一等についても、日本政府や業界との情報交換、共同研究の推進に対しての積極的な支援をいただくよう要望する。

繊維産業としてのサステナビリティへの取り組み

2015年に採択された国連SDGs、さらには2017年公表の「衣類・履物についてのOECDデュー・ディリジェンスガイダンス（以下「DDガイダンス」）」を契機として、世界の繊維産業に対する環境・安全問題を始めとしたサステナビリティへの関心が大きく高まっている。

環境問題について次の2点を指摘したい。i)染色を始め製造業としての繊維産業に対して中国政府は既に厳しい環境規制を実施し、有害化学物質の排出削減、大気汚染・水質汚濁防止等への対策を徹底しており、省エネ・リサイクル、再生可能な繊維製品の開発にも積極的に取り組んでいる。日系進出企業もこれを高く評価し、全面的協力を惜しまない。ただしその運用に際しては、適切な時間的余裕や事業運営の実態にも配慮した実施をお願いしたい。ii)環境対策に関して、日本の繊維業界は世界に先駆けて問題に直面した実績があり、長年培った技術や特殊機能製品は大気・水環境の保全、浄化に大いに貢献するものである。政府としても環境対策のため有効な繊維技術、製品が導入、活用されるようなさらなる制度作りを要望する。

OECD「DDガイダンス」は衣類・履物セクターに対して12項目にわたるリスクへの対応を求めている。個々の企業ベースでの対応が主体になるものも多いが、日本繊維・アパレル産業界としては、環境問題に加えて製品安全にかかわる業界基準と運用に関する情報共有を推進し、共有の懸案課題の検討から着手して行きたい。

繊維産業のサステナビリティに関して中紡聯は2018年1月にOECDとMOUを締結し、国内では中国紡織サプライチェーン化学品環境委員会が設立される等、中国における対応も着実に進展している。この点でも両国の繊維産業界間で情報の共有化を図り、「日中韓繊維産業界協力会議」の場でもテーマアップして、協同で取り組める分野の検討を希望する。

知的財産権保護について

知的財産権保護の問題については2008年末に日本繊維産連と中国紡織工業協会（現・中紡聯）の間で覚え書きを締結した。知的財産権の侵害で繊維産業界においてもいまだに

深刻なのは i)商標の冒認登録 ii)インターネットサイト等での模倣品横行の2点である。冒認登録とは、例えば日本のアパレルの著名商標が中国の第三者によって中国で登録されてしまい、現地での販売行為に支障を来すもので、模倣品は、日本アパレルのブランドやデザインを無断でコピーした商品がそのブランド価値や企業イメージを毀損するものである。日本アパレル産業界協会によるとEC販売の急激な増加を受けて偽ブランドがネット上でも増加している。前年度に引き続き商標登録審査の厳格化、模倣品に対する取り締まり強化を希望する。

投資、事業運営に関する障害、各種問題点の是正

- ・外貨決済による中国を産地とした三国貿易において、仕入先に対する決済のタイミングに関する規制がここに来て緩和されている。関連当局の改善対応に感謝申し上げる。
- ・輸出増徴税の還付手続について、生地取引の商売において既に仕入れて在庫しているものから輸出するケースもあるが、その場合には還付対象外となる現状ルールを緩和してもらうよう要望する。また輸出入手帳に関しては開設に要する期間の短縮（現状1カ月）、ならびに恒常的にロスが発生する生地の輸出入取引については、一契約においてある程度の許容数量を設ける事を検討いただくよう要望する。
- ・アパレル製品に関する品質表示基準は依然として商品下げ札に記載する品質表示基準が不明確で、各省で異なったルールが運用されている。また品質表示は混率や組成および商品品質の分類も必要以上に細かく記載を求めている。全国统一の基準制定を要望すると共に、品質表示の簡素化等、より適切なルール運用をしていただきたい。
- ・品質管理基準について、自社基準を企業基準として登録できる対象を、生産型企業に限定せず、非生産型企業も対象とするルール改正を引き続き要望したい。また国内販売する商品の品質検査は、CNAS（中国適格評定国家認定委員会）とCMA（中国内販試験検査機関）双方から認定・認証を受ける必要があり、これにより企業はほぼ同内容の監査を2度受けなければならない。品質検査機関への認定・認証はCNASとCMAのどちらか片方で済むような改正を要望する。
- ・2020年12月に施行された輸出管理法については本「白書」の共通部分で触れている通りであるが、日本繊維・アパレル産業界としても中紡聯との継続した緊密な情報交換を要望する。

<建議>

- ①経済連携協定に関し、昨年RCEPが15カ国で合意に至ったことは繊維・アパレル産業界としても前向きに評価したい。しかしながら中国（韓国も含む）の輸入についての関税撤廃は長期ステージング品目が多い等の問題も見られるため、今後進められる日中韓FTA交渉においてはさらに高いレベルを目指して、中国政府としても積極的な支援を要望する。
- ②国連、OECDの動向もあり昨今関心が高まる繊維

産業のサステナビリティへの対応という観点からも、従来からの環境対応、製品安全面での協力、情報交換を継続したい。なお、製造業における環境対策、排出規制には全面的に賛同するが、事業運営の実態にも配慮の上での政策運用を要望する。また環境保護に有効な繊維製品・技術の積極的な導入、製品安全にかかわる情報交換、制度情報の公開も引き続き要望する。

- ③ 知的財産保護については商標の冒認登録ならびにネットサイト等での模倣品に対する取り締まり強化を要望する。
- ④ 輸出増徴税に関する事務処理について、より現実の取引に即した改善を要望する。
- ⑤ アパレル製品の品質表示法に関しては、全国統一かつ簡略化してルール遵守可能な制度運用を要望する。
- ⑥ 品質管理基準について、生産型企業以外でも自社基準を適用できるよう、また品質検査機関への認定・認証はCNASまたはCMAいずれかとするよう要望する。